

平成 20 年 12 月 1 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)

株券電子化に伴う当社株式の売買停止等の取扱いに関するお知らせ

平成 21 年 1 月 5 日 (月) に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) の施行により株券電子化が実施されますが、これに伴う当社株式の売買停止期間の設定等、普通株式及び端株(単元未満株式) の取扱いにつきまして、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 普通株式の売買停止について

当社は株券電子化にあわせ端株の整理を行うため、平成 21 年 1 月 3 日 (土) を基準日、同年 1 月 4 日 (日) を効力発生日として、普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、上記の株式分割の効力発生日 (1 月 4 日) をもって、普通株式につき 100 株を 1 単位とする単元株制度を採用することから、東京証券取引所等の金融商品取引所における当社の普通株式の売買が、以下の期間、停止されますので、ご注意ください。

(普通株式の売買停止期間)

平成 20 年 12 月 25 日 (木) から平成 20 年 12 月 30 日 (火) まで

2. 端株(株券電子化前)または単元未満株式(株券電子化後)の取扱いについて

株券電子化前の端株または株券電子化後の単元未満株式の買取・買増請求については、以下のとおり、受付停止期間がございますので、ご注意ください。

(1) 買取請求の受付停止期間

平成 20 年 12 月 25 日 (木) から平成 21 年 1 月 25 日 (日) まで

(2) 買増請求の受付停止期間

平成 20 年 12 月 12 日 (金) から平成 21 年 1 月 25 日 (日) まで

3. 特別口座の開設について

株券電子化前に株式会社証券保管振替機構に株券が預託されていない株式につきましては、株券電子化後は、当社が株券電子化直前の株主名簿に基づいて住友信託銀行株式会社開設する特別口座に記録され、管理されます。

なお、本件に関し、ご不明な点につきましては、以下の当社株主名簿管理人へお問合せください。

<お問合せ先>
住友信託銀行株式会社証券代行部
0120-176-417 (フリーダイヤル)

以 上